

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会
基本問題小委員会

中間とりまとめ(案)

平成24年1月27日

目 次

～ はじめに ～

1. 地域維持型契約方式の導入

- (1) 審議の経緯
- (2) 地域維持型契約方式の導入促進

2. 技術者データベースの整備

- (1) 審議の経緯
- (2) 技術者データベースに関する新たな仕組みの概要
- (3) 制度化に際しての留意事項

3. 業種区分の点検と見直し

- (1) 審議の経緯
- (2) 業種区分の点検結果
- (3) 業種区分の見直しの方針

4. 社会保険未加入問題への対策

- (1) 審議の経緯
- (2) 社会保険未加入問題への対策の概要
- (3) 対策の進め方

5. その他検討事項

- (1) 不良不適格業者の排除の徹底
- (2) 技術・技能の振興
- (3) 海外展開の促進
- (4) その他

～ 今後への期待 ～

～ はじめに ～

建設産業が置かれている状況を踏まえ、今後の建設産業の再生を図るため、平成23年6月23日、国土交通省建設産業戦略会議において、提言「建設産業の再生と発展のための方策2011」（以下「方策2011」という。）がとりまとめられた。

提言を受けて、平成23年8月29日に国土交通大臣より社会資本整備審議会会長に対し「経済社会の大きな変化によりかつてない厳しい状況に直面している建設産業が、活力を回復し、国民経済や地域社会に不可欠な役割を果たすとともに、持続的に発展していくための方策はいかにあるべきか。」について諮問がなされたこと等を踏まえ、「方策2011」に示された課題と対策を中心に、実務に精通した関係者を交えて更に掘り下げて議論を行うとともに、法令改正の在り方等についてもより専門的かつ幅広く検討するため、平成23年9月30日に中央建設業審議会及び社会資本整備審議会産業分科会建設部会の下に合同の基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）が設置された。

小委員会においては、これまで計5回にわたり審議を行ってきたところであり、これまでの審議結果を以下のとおりとりまとめる。

1. 地域維持型契約方式の導入

(1) 審議の経緯

災害対応、除雪、インフラの維持管理等（以下「地域維持事業」という。）を適切に実施し、地域社会の維持を図るためには、その担い手の確保が不可欠であり、入札契約制度において、地域の建設企業の経営リスクが抑えられ安定経営が図られるとともに、人員・機械の確保と効率的運用が可能となるような工夫を行う必要がある。

このため、将来にわたって、地域に不可欠な維持管理等を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、必要に応じて、複数の種類や工区をまとめた契約単位や複数年の契約単位等により、地域維持事業を包括して発注するとともに、建設企業の小規模化により地域維持事業の実施体制の確保が困難となっている地域において、地域維持事業の受注・実施を目的として地域建設企業により経常的に結成される地域維持型建設共同企業体制度を事業の担い手とすることを内容とする新たな契約方式（地域維持型契約方式）の速やかな導入が求められている。

小委員会においては、地域維持型契約方式の導入に必要な共同企業体運用準則の改定に向け、特に、地域維持型建設共同企業体における構成員の数や組み合わせ、代表者、資格等を中心に審議を行った。

(2) 地域維持型契約方式の導入促進

小委員会での議論を経て、次のとおり、地域維持型契約方式の導入に向けた制度化が図られたところである。

○平成23年10月24日

第2回小委員会において共同企業体運用準則の改定案を承認

○平成23年11月11日

中央建設業審議会総会において、地域維持型建設共同企業体制度の追加を内容とする共同企業体運用準則の改定を決定・勧告

○平成23年12月9日

国土交通省から各発注者及び業界団体あてに地域維持型建設共同企業体の取扱いについての運用通知を発出

今後、各発注機関においては、運用基準の作成等を経て、順次、地域維持型契約方式の導入及び活用が図られることを期待する。

2. 技術者データベースの整備

(1) 審議の経緯

工事現場における技術者は、建設工事の品質及び安全の確保に重要な役割を果たしており、必要な資格及び実務経験を有する技術者を、一定の重要な工事においては専任で、工事現場に配置することとされている。

現在、技術者の高齢化や世代交代を迎える中で、建設工事の担い手となる優秀な技術者の確保及び育成が喫緊の課題となっており、技術者自身の自主的な研鑽や企業による取組が適正に評価されるような基盤づくりや、資質向上のインセンティブを高める環境整備が求められている。

一方、技術者の配置に係る監督処分が後を絶たない状況であり、適正配置の徹底のため、発注者等が現場に配置される技術者の資格や専任を効率的に確認できるようにすることが必要である。

こうした状況を踏まえ、技術者の育成及び適正配置の徹底に資する技術者データベースの整備・活用が求められている。

小委員会においては、技術者データベースに関する新たな仕組みについて審議を行った。

(2) 技術者データベースに関する新たな仕組みの概要

技術者データベースは、次のような仕組みとすることが適切である。

- ・ 技術者データベースは、技術者情報の蓄積、技術者の資質の維持・向上、適正配置の徹底等を進め、建設産業に対する国民や市場からの信頼を高めるとともに企業と技術者の評価の向上を図ることを目的とする。
- ・ 技術者データベースに登録を受けられることができる技術者の範囲は、主任技術者相当以上の資格を有する者とし、当該資格、本人及び所属企業に関する情報のほか、資質向上の取組への適切な評価が行われるよう、民間資格、表彰、いわゆる継続教育などの情報についても登録できることとする。
- ・ 監理技術者については、工事現場におけるすべての施工従事者を指導し、工事全体の品質、安全等の技術上の管理を行う特に重要な役割を担っていることから、その資格及び専任の確認が極めて重要である。このため、建設企業は、登録を受けた者のうちから監理技術者を選任

しなければならぬこととする。同時に、選任された監理技術者は、工事現場への配置に係る情報（以下「現場配置情報」という。）を登録しなければならないこととする。なお、主任技術者については、こうした義務付けは過重な負担となること等から、将来的な課題である。

- ・一定期間ごとに技術者の資格等のチェックを行うため、登録の有効期間（例えば5年程度）を設けるとともに、監理技術者となる資格を有する者については、最新の法令等の知識を有していることの確認を登録及び更新の要件とする。確認の手法としては、技術者が、各々のニーズに応じて専門的な学習に取り組むことができるよう、継続教育の受講のほか、国家資格試験の合格、技術検定の学科試験の合格、一般講習（継続教育の受講等の機会が少ない技術者のためのセーフティネットとしての講習）の受講など、複数の選択肢を設ける。
- ・技術者本人による登録情報の確認及び証明に加え、発注者、許可行政庁等が技術者の資格及び専任を容易に確認できるよう、インターネット上で一定の登録情報を閲覧できるようにすることが必要である。また、閲覧を可能とする範囲については、建設企業が所属技術者の資質向上に取り組む意欲を損なわないよう、技術者と建設企業との関係にも留意しながら、今後、必要かつ十分な範囲を具体的に検討していく必要がある。また、公共発注者については、公共工事の品質確保等の責務も踏まえて範囲を検討していく必要がある。
- ・登録に係る不正行為の防止等のため、不正な手段により登録を受けた場合等には登録を取り消すことができることとするほか、登録に係る欠格事由として、登録取消から一定期間を経過しない者等を定める。
- ・技術者の登録や技術者情報の管理等については、以上の仕組みを円滑に実施するとともに適切な情報管理を期するため、一元的に行うことが必要である。このため、原則として、国土交通大臣がこれらの事務を実施することとするが、事務の効率化等の観点から、技術者データベースを長期的に信頼性のある仕組みとして運用できる者に管理させることができることとする。

（3）制度化に際しての留意事項

以上の仕組みは、現行の監理技術者資格者証制度及び登録講習制度の役

割及び機能を包含していることから、これらの制度が果たしてきた役割を踏まえながら、新たな仕組みに円滑に移行することが必要である。

なお、インターネット等の電子媒体の活用により、技術者データベースへの登録や閲覧を効率的に実施できるようにすることが重要であり、現場配置情報については、工事实績情報システム（コリンス）の登録作業との重複等が生じないように留意するなど、他のデータベースとの連携を図ることが必要である。

また、技術者データベースの利用者の費用負担については、実務上の経費を勘案して合理的に設定し、負担の軽減を図ることが必要である。

さらに、技術者データベースへの登録を促進し、その活用を図るため、登録を受けた技術者について、経営事項審査における適正な評価や、許可等における証明書類の簡素化等の措置を講ずることが望ましい。

3. 業種区分の点検と見直し

(1) 審議の経緯

現在の業種区分は、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案して、昭和46年に設定されたものである。その後、ストックの増加、少子高齢化、環境重視等建設業を取り巻く社会情勢が変化するとともに、建設工事の内容の変化、専門技術の進展、関連制度の改正等も行われていることから、業種区分の点検が必要となっている。

このため、建設業団体の意見等も踏まえつつ、業種区分について、技術の専門性、許可業者数、完成工事量の推移等の外形的な必要性、他業種の許可との重複状況や関連する法令の新設等の社会的ニーズの動向等の視点から点検を行った。

(2) 業種区分の点検結果

現在の業種区分について、42の建設業団体から寄せられた要望・意見等（28の団体が業種の新設等を要望、17の団体が工事の内容又は例示について要望）も踏まえて点検を行った結果は、以下のとおりである。

- ・建設投資の減少を受け、一部の業種を除き、完成工事高は減少傾向にある。一方、許可業者数は、総合工事業は直近は減少しているが、専門工事業は、概ね横ばいから微増傾向にある。
- ・現在の業種区分は、取引実態等からみれば概ね安定的に機能していると評価できる。一方、時代の変遷により、建設工事自体が内容的にも変化しており、その結果、専門工事の中には、専門分化が進んだ分野を含むもの、複数の業種を含んで一式工事的内容で発注されるものがある。また、新しい技術による工事には、現在の業種区分のどこに区分されるか明確にされていないものがある。

(3) 業種区分の見直しの方針

現在の業種区分は、取引実態等からみれば概ね安定的に機能していると評価できるものの、社会経済情勢の変化に建設産業が対応し、持続可能な形で我が国の将来を支えていくためには、その時々を踏まえた見直しが必要である。

このため、現在の業種区分の考え方及び枠組みを基本としつつも、社会

的ニーズや建設市場の趨勢などの視点を従来以上に加味し、次の考え方により、個別の業種に係る当面の見直しについて検討した。

- ・当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できるか
- ・疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保又は社会的課題の解決に顕著な効果が見込まれるか
- ・現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれるか

以上の考え方に照らして検討したところによれば、現在の業種区分は「つくる」という行為を念頭に定められているところ、今後は、本格的な維持管理時代の到来や循環型社会の構築等の社会的ニーズに一層対応していく視点が必要になると考えられる。

こうした視点からは、「なおす」、「とりこわしてつかう」といった行為に関連した、業種区分の見直しの必要性が高いものと考えられるが、引き続き、上記の考え方を踏まえ、対応する技術者資格の設定等を含め、検討を深めていく必要がある。

また、社会経済情勢の変化やその時々々のニーズに建設産業が的確に対応できるよう、既存の一式工事の内容のうち一定の分野を施工することができる新たな業種を政省令で措置する等により柔軟に設定できる仕組みを設けることについても、併せて検討すべきである。その際、具体的な施工可能分野については、中央建設業審議会の意見を聴いて設定することなどが適切と考えられる。

このほか、施工実態の変化を踏まえ、建設工事の内容及び例示について、適宜見直しを行う必要がある。

また、登録基幹技能者制度の一層の活用や、技術者データベースの活用、民間における施工技術の向上の取組に対する支援等により、技術力の向上や不良不適格業者の排除を図る仕組みを併せて検討していく必要がある。

4. 社会保険未加入問題への対策

(1) 審議の経緯

建設産業においては、下請企業を中心に、年金、医療、雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の処遇を低下させ、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

このため、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に向け、社会保険未加入問題への対策が求められており、行政・元請企業・下請企業が一体となって、具体的な実施内容、各主体の役割等を検討し、取り組むことにより、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要がある。

小委員会においては、社会保険への加入に関する現状と課題を踏まえ、保険未加入の要因を分析し、必要となる具体的対策と今後の取組の進め方について審議を行った。

(2) 社会保険未加入問題への対策の概要

これまで、建設産業行政においては、制度的に社会保険の加入状況を把握することとはされておらず、保険未加入企業に対する加入指導もなされていない状況にある。このため、建設産業に必要な人材を確保し、健全な発展を促進する観点から、建設業担当部局において、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等を行うことが必要である。

また、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業に、下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められる。このため、元請企業においては、下請企業の保険加入状況について、再下請通知書、作業員名簿等を活用して確認し、指導を行うことが必要である。

さらに、受注競争が激化する中で、利益確保の観点から、法定福利費を、経営を圧迫するものとして適正に負担しない事業者が存在しており、技能労働者においても、保険加入の義務・メリットに対する不知や、保険加入

よりも賃金の手取額を重視し、天引きを嫌う傾向があることが保険未加入の一因となっている。このため、法定福利費については、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう徹底するほか、ダンピング対策や重層下請構造の是正等の取組を実施し、下請企業まで適正に流れていく方策を講ずる必要がある。また、多様な手段による周知・啓発により、保険加入に向けた機運を醸成していく必要がある。

(3) 対策の進め方

上記の対策により、実施後5年を目途に、事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すべきである。このため、必要な制度改正及び周知・啓発を行い、総合的に取組を実施していくことが求められる。

行政においては、建設業許可・更新時にすべての申請事業者の保険加入状況を確認し、未加入事業者に対する加入指導を行いつつ、立入検査では、重点的に取り組む対象を徐々に拡大しながら保険加入の徹底を図ることが必要である。また、元請企業においては、保険未加入の下請企業とは契約しないことや、保険未加入の技能労働者の現場入場を認めないことを将来的に見据えつつ、下請企業の指導に取り組んでいくことが求められる。関係団体においては、保険加入状況の定期的な実態把握、周知・啓発等の計画的な加入促進策を進めていくことが求められる。

対策の実施に当たっては、行政・元請企業・下請企業が一体となり、継続的に取組を進めることが重要である。このため、関係行政機関及び関係団体からなる協議会の開催等により、業界ごとの工程等の情報共有、実施状況のフォローアップを実施していく必要がある。

5. その他検討事項

以上のほか、様々な法令改正検討事項が考えられるが、小委員会においてこれまでに審議を行ったものは次のとおりである。引き続き、幅広く検討していくことが必要である。

(1) 不良不適格業者の排除の徹底

不良不適格業者の排除の実効を上げる上で、企業活動からの暴力団排除の取組は重要な課題であるが、暴力団関係者が建設業法に違反して検挙されるケースが依然として見られるほか、政府全体の取組としても、業許可の付与段階のみならず、付与後においても暴力団を排除できるよう措置することが求められている。

このため、暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び許可取消事由に追加すること等の措置を講ずる必要がある。

また、昨今、技術検定において受験資格の詐称等の不正受験が後を絶たない状況にあることから、工事施工の要である技術者の資格取得が適正に行われるよう、不正受験者に対して一定期間内における受験を禁止する等の措置を講ずる必要がある。

(2) 技術・技能の振興

近年、建設工事の多様化・専門化が進展する一方で、建設生産を支える技術者や技能者の高齢化が進んでおり、適正な施工の確保を図るためには、技術者及び技能者の確保・育成が喫緊の課題となっている。

現在、様々な建設業団体において、専門技術に特化した資格制度を設けて技術力の向上に取り組んでいるほか、工事現場における生産性向上等の基幹的な役割を担う技能者（基幹技能者）を育成し、公共工事の発注者が評価・活用するなどの取組が進められている。

こうした状況を踏まえ、技術者データベースの整備及び業種区分の点検と見直しに併せ、民間の資格制度の活用や、基幹技能者の施工体制台帳への位置付けの明確化等、民間主体の取組を有効に活用できる仕組みを設けることなどにより、技術・技能の振興を図る必要がある。

(3) 海外展開の促進

アジア諸国等において、経済成長に伴う膨大なインフラニーズが見込まれている中、我が国建設業が持続的に成長・発展していくためには、大手建設企業のみならず、中堅・中小建設企業も含めて海外展開を促進し、新たな市場の獲得を図ることが必要である。

海外建設工事においては、現地の建設業許可の取得や、事前資格審査及び入札への参加に当たり、日本の建設業許可の英文証明書等の提出を求められることがある。

このため、海外建設工事の円滑な受注に資する観点から、海外展開の促進方策の一環として、外国語建設業許可証明書の交付制度の創設等の措置を講ずる必要がある。

(4) その他

発注者による建設企業選定の利便に供するため、許可申請書等の閲覧制度が設けられているが、役員の住所等の個人情報閲覧対象から除外すること、監督処分簿の閲覧方法を閲覧所における閲覧に限定しないものとするなど、所要の見直しが必要である。

～ 今後への期待 ～

小委員会においては、以上のとおり、その設置に当たり当面の主な審議事項とされたテーマを中心に、基本的な審議を終え、その結果をとりまとめたところである。

建設産業行政においては、今後、とりまとめ内容の制度化等に向けて具体的な検討が進められ、順次実現が図られることを期待する。

一方、東日本大震災を契機としたエネルギー制約や、震災復興の本格化に伴う供給力不足の顕在化を含む、我が国建設産業を取り巻く状況の変化に伴い、建設市場の在り方、住宅・社会資本の維持更新、低炭素・循環型社会の構築等の諸課題への対応が更に重要となっているところである。

このため、建設産業が、持続可能で活力ある国土・地域づくりの担い手として、その役割を一層適切に果たしていくことができるよう、これらの諸課題に的確に対応するための施策の充実強化に向けた、更なる検討が必要と考えられる。

(参考1)

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会
基本問題小委員会 委員

い で た か こ

井出 多加子 成蹊大学経済学部教授

い と う た か し

伊藤 孝 社団法人全国建設業協会副会長

え ん ど う か ず よ し

遠藤 和義 工学院大学工学部教授

お お も り ふ み ひ こ

◎ 大森 文彦 弁護士・東洋大学法学部教授

お ざ わ か ず ま さ

小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科教授

か に さ わ ひ ろ た け

蟹澤 宏剛 芝浦工業大学工学部教授

さ い が せ い じ ろ う

才賀 清二郎 社団法人建設産業専門団体連合会会長

た か の し ん え い

高野 伸栄 北海道大学大学院工学研究科准教授

た け し ま か つ ろ う

竹島 克朗 社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会部会長

た に さ わ じ ゅ ん い ち

谷澤 淳一 三菱地所株式会社執行役員ビルアセット開発部長

に し く ら て つ や

西倉 鉄也 東京都建設局企画担当部長

ふ る い ち よ し ひ ろ

古市 良洋 全国建設労働組合総連合書記長

◎ 委員長

(五十音順、敬称略)

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会
基本問題小委員会の開催状況

<第1回> H23/9/30

- 建設産業行政の最近の取組及び基本問題小委員会の設置について
- 基本問題小委員会における検討事項について

<第2回> H23/10/24

- 地域維持型契約方式の導入について（共同企業体運用準則の改定案等）
- 技術者データベースの整備について（新たな仕組みの方向性（案））
- 業種区分の点検について（建設業団体への調査結果等）

※H23/11/11 中央建設業審議会総会（共同企業体運用準則の改定）

<第3回> H23/11/28

- 共同企業体運用準則の改定について（報告）
- 技術者データベースの整備について（個別論点）
- 業種区分の点検について（点検結果の概要と見直し方針（たたき台）等）
- 社会保険未加入対策について（保険未加入の要因と対策）

<第4回> H23/12/22 [非公開]

- 業種区分の点検について（点検結果と見直しの考え方）
- 技術者データベースの整備について（まとめ）
- 社会保険未加入対策について（取組の推進体制、工程案等）
- 地域維持型契約方式の導入について（運用通知等の報告）

<第5回> H24/1/27

- 中間とりまとめ